

福島県災害援護資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 県は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、市町村が法第10条第1項の規定により実施する災害援護資金の貸付事業（以下「事業」という。）の財源として必要な資金に相当する金額を当該市町村に貸付けるものとし、貸付けの条件、手続き等については、この要綱の定めるところによる。

(貸付けの対象)

第2条 県が貸付ける貸付金（以下「県貸付金」という。）は、法第10条第1項の規定により市町村が行う事業に要する経費を対象とする。

(貸付金の算定方法)

第3条 県貸付金の額は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）第3条に規定する災害により被害を受け、かつ政令第4条に規定する所得の算定方法に基づいて算定した所得額が同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者の中4人を除いたものの1人につき30万円を加算した額に満たない世帯の世帯主（以下「被災者」という。）に対して次の表に定める1世帯当たりの限度額（以下「限度額」という。）を基礎として算出するものとする。

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

被害の種類及び程度	限度額
1 世帯主の1カ月以上の負傷	1,500,000円
2 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000円
イ 住居の半壊	1,700,000円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	2,500,000円
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000円
3 1と2が重複した場合	
ア 1と2のアが重複した場合	2,500,000円
イ 1と2のイが重複した場合	2,700,000円
ウ 1と2のウが重複した場合	3,500,000円
4 次のいずれかの事由の1に該当する場合 であって、被災した住居を建て直すに際し、 残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア 2のイの場合	2,500,000円
イ 2のウの場合	3,500,000円
ウ 3のイの場合	3,500,000円

(貸付金の額)

第4条 県貸付金の額は、政令第7条第1項に規定する額を限度とし、第3条の表に定める限度額をもって算出した額の合計額と市町村が被災者に対して行った実貸付額とを比較していざれか少ない方の額とする。

(貸付けの条件)

第5条 県貸付金の決定にあたっては、当該市町村に対し、次の条件を付するものとする。

- (1) 貸付利率は、延滞の場合を除き無利子とする。
- (2) 償還期間は、市町村が県貸付金を受け入れた日の翌日から起算して11年間とする。
- (3) 償還方法は、市町村が毎年度4月1日から9月30日までの間に被災者から受けた償還金は、当該年度の2月末日までに、毎年度10月1日から3月31日までの間に受けた償還金については翌年度8月31日までに県に償還しなければならない。
- (4) 県は、市町村が被災者に対し法第13条第1項の規定により災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除したときは、同条第2項の規定により当該市町村に對しその免除した額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- (5) 県は、市町村が貸付条件等に違反した場合、県貸付金の全部又は一部について一時償還を命ずることができるものとする。

なお、この場合市町村は、貸付の日から履行するまでの期間に応じ一時償還を命ぜられた額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年1月大蔵省告示第8号）で定める率の割合で計算した金額を県に納付しなければならない。

- (6) 市町村は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として償還未済金につき、納付期限の翌日から履行する日までの期間に応じ国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年1月大蔵省告示第8号）で定める率の割合で計算した金額を県に納付しなければならない。
- (7) 県は、必要があるときは、市町村に対し貸付事務又は貸付金の状況に関し、帳簿、書類を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- (8) 市町村は、貸付事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに県に報告し、その指示に従うものとする。
- (9) 市町村は、県貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還をしようとするときは、あらかじめ県の承認を得るものとする。

(貸付金の申請手続)

第6条 市町村は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、災害援護資金県貸付申請書（様式第1号）正副2部を当該年度の11月10日までに県に提出するものとする。

ただし、提出期限の11月10日以降生じた災害については、その必要が生じた都度申請を行うものとする。

(貸付金の貸付決定等)

第7条 県は、第6条の規定により市町村から提出された災害援護資金県貸付金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し適當と認めたときは、県の貸付額を決定し、貸付決定通知書を当該市町村に送付するものとする。

2 貸付決定通知書の交付を受けた市町村は、すみやかに、災害援護資金貸付金借用証書（別紙5）を県に提出しなければならない。

(貸付金の変更申請手続)

第8条 市町村が県貸付金の貸付決定後の事情の変更により、貸付申請の内容を変更するときは、災害援護資金県貸付金変更貸付申請書（様式第2号）正副2部を毎年度1月10日までに県に提出しなければならない。ただし、1月10日以降に生じた事業の変更については、必要な都度変更申請書を提出するものとする。

（貸付事業実績報告）

第9条 県貸付金の貸付を受けた市町村は、被災者に対する貸付事業を完了したときは、災害援護資金県貸付事業実績報告書（様式第3号）正副2部を県に提出するものとし、その提出期限は当該年度の3月20日とする。

2 県は、県貸付金の貸付を受けた市町村から災害援護資金県貸付事業実績報告書の提出を受けたときは、当該市町村から提出を受けた借用証書を遅滞なく返還するものとする。

（償還状況報告）

第10条 県貸付金の貸付を受けた市町村は、償還が始まる年度から完了するまで、毎年度の償還状況報告書（様式第4号）正副2部を当該年度3月20日までに提出しなければならない。

（その他）

第11条 特別の事情により第3条、第6条、第8条、第9条及び第10条に定める貸付金の算定方法、手続き等によることができない場合は、あらかじめ県の承認を受けて、県の指示に従うものとする。

附 則

第1条 この要綱は、昭和51年2月4日から施行し、昭和51年1月1日から適用する。

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第103条第1項の災害援護資金に係る県が行う法第11条第1項の貸付けについての第5条第2号の適用については、「11年間」とあるのは「14年間」とする。

附 則

この要綱は、昭和53年6月10日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月10日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月3日から施行し、改正後の第3条の規定は昭和60年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月27日から施行し、改正後の第3条の規定は昭和61年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月21日から施行し、改正後の第3条の規定は昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け

について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 6 月 22 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は昭和 62 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 6 月 28 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は昭和 63 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 3 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成元年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 4 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 2 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 28 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 3 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 10 月 22 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 3 年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 6 月 15 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 4 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 16 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 5 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 6 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 6 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 6 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 7 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 19 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 8 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 30 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 9 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 16 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は平成 10 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 31 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 13 日から施行し、改正後の附則第 2 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

文 書 記 号 番 号
年 月 日

福島県知事

市 町 村 長

災害援護資金県貸付金貸付申請書

災害援護資金貸付事業を実施したいので、災害援護資金県貸付要綱第6条の規定により申請します。

記

申請金額 金 円

1 年度災害援護資金貸付所要額調書 (別紙1)

2 災害援護資金貸付内訳書 (別紙2)

3 事業の原因となる災害

(1) 災害発生年月日

(2) 災害名

(3) 灾害救助法適用の有無

有 年 月 日 適用

無

(4) 被害状況 (別表)

4 添付書類

(1) 災害援護資金貸付事業に関する予算書の抄本

(2) 災害援護資金貸付決定通知書の写し

年度災害援護資金県貸付金所要額調書

市町村名 _____

限度額より貸付額が 低い場合の額 A	貸付限度額 B	選定額 C	県貸付所要額 D	備考

- (注) 1. 本表は本文第4条により作成すること。
2. C欄にはA欄とB欄の金額とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
3. A欄の限度額より貸付額が低い場合の額とは、本制度にいう災害援護資金の実貸付額であって、自然災害以外の災害及び本法にいう貸付対象以外に対する貸付金は含まれないものであること。

災害援護資金貸付金貸付内訳書 (No.)

市町村名 _____

単位：千円

借入申込者		貸付限度額別の貸付予定額										貸付額 計	限度額 計	県貸付 金申請 額		
		世帯主の負傷					世帯主非負傷									
番号	氏名	非重複	家財損害	住居半壊	住居全壊	特別の事情	家財損害	住居半壊	住居全壊	全体の滅失等	特別の事情					
						住居半壊					住居半壊	住居全壊				
		貸付額 (限度額)														
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				

(注) 県貸付金申請額は、市町村の貸付額と限度額を比較していずれか低い額であること。

(別 表)

被 告 状 況

区 分			計
人 的 被 害	死 亡		
	行 方 不 明		
	負 傷	重 傷	
		輕 傷	
住 家 被 害	世 帶	全 壞 、 全 燒 又 は 流 出	世 帶
	世 帶	半 壞 又 は 半 燒	人 員
	数 及 び 人 員	一 部 破 損	世 帶
	床 上 浸 水		人 員
	床 下 浸 水		世 帶

(様式第2号)

文書記号番号
年月日

福島県知事

市町村長

災害援護資金県貸付金変更貸付申請書

災害援護資金貸付事業の内容を変更したいので、災害援護資金県貸付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更申請金額 金 円

2 貸付決定済額 金 円

3 1と2の差額 金 円

4 災害援護資金変更貸付内訳書（別紙3）

5 災害名

災害援護資金変更貸付内訳書 (No.)

市町村名 _____

単位：千円

借入申込者		貸付限度額別の貸付予定額										貸付額 計	限度額 計	県貸付 金申請 額
		世帯主の負傷					世帯主非負傷							
番号	氏名	非重複	家財損害	住居半壊	住居全壊	特別の事情	家財損害	住居半壊	住居全壊	全体の滅失等	特別の事情	住居半壊	住居全壊	
		貸付額 (限度額)												
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(注) 県貸付金申請額は、市町村の貸付額と限度額を比較していずれか低い額であること。

(様式第3号)

文 書 記 号 番 号

年 月 日

福島県知事

市 町 村 長

災害援護資金県貸付事業実績報告書

災害援護資金貸付を完了したので、災害援護資金県貸付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 貸付決定 年 月 日付け 第 号

2 事業遂行状況 (別紙4)

3 添付書類 (別紙5) 災害援護資金借用証書の写し

別紙 4

災 害 援 護 資 金 變 更 貸 付 實 績 書 (N o .)

市町村名_____

単位：千円

借入申込者		貸付限度額別の貸付予定額										貸付額 計	限度額 計	県貸付 金申請 額	
		世帯主の負傷					世帯主非負傷								
番号	氏名	非重複	家財損害	住居半壊	住居全壊	特別の事情	家財損害	住居半壊	住居全壊	全体の滅失等	特別の事情		貸付額 計	限度額 計	県貸付 金申請 額
						住居半壊					住居半壊	住居全壊			
		貸付額 (限度額)													
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			

災害援護資金県貸付金借用証書

借用金額 金 円

借用期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記のとおり借用します。

ついては、災害援護資金県貸付要綱に従い相違なく償還します。

年 月 日

福島県知事

市 町 村 長

(様式第4号)

文 書 記 号 番 号

年 月 日

福島県知事

市 町 村 長

災害援護資金県貸付金償還状況報告書

災害援護資金県貸付要綱第10条の規定により報告します。

記

災害援護資金県貸付金償還状況報告書（別紙6）のとおり

災害援護資金償還状況報告書 (No.)

市町村名 _____

年度

単位 千円

県貸付金受入額			県貸付金の償還額			償 還免除した額 E	未 償 還 額 (A-D-E) F	備 考
受入年月日	償還期限	金額 A	既償還額 B	本年度償還額 C	計 (B+C) D			

(注) 年度ごとに別葉とすること